

要 望 書

建設埼玉

大宮地区本部 執行委員長
岩槻地区本部 執行委員長
与野地区本部 執行委員長
浦和地区本部 執行委員長

小林 佐敏
青木 和男
川又 和弥
磯田 浩造

さいたま市におかれましては、日頃より建設埼玉に対するご理解とご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。建設業はナフサショックによる建材不足と価格高騰により、採算性の悪化が経営基盤を直撃しており、事業継続そのものが危ぶまれる事態が広がっています。中東情勢の早期沈静化が望まれるものの、先行きは不透明であり、影響の中長期化も懸念されます。

私たち建設埼玉はこのような状況の中で建設労働者の命と健康と暮らしを守り、賃金・労働条件の向上や安定雇用の実現を目指し、若年者が夢を持てる業種となるように日々の活動を行なっています。そこで以下の点について要望致します。

1. 建設国保助成金について

昨今の物価上昇に伴い、建設国保が行っている健診費用等の諸経費が増加しています。以上のことをご考慮いただき、今後も助成金の継続的な存続と増額を配慮頂きますよう、要望致します。

2. 労働災害対策事業について

建設埼玉ではアスベスト対策として、アスベスト疾患の早期発見と早期治療、労災申請の促進に取り組み、専門医によるレントゲン再読影や2次診療を行っております。このような労働災害対策事業への助成金制度の創設を要望致します。

3. 公契約条例・賃金水準の把握について

公契約の下で働く人の適正な労働条件の確保及び良質な公共サービスがはかられるために、公契約条例の制定を要望致します。併せて、さいたま市発注の公契約の下で働く現場労働者に支払われる賃金水準を把握するよう要望致します。

4. リフォーム助成制度について

建築資材やエネルギーの価格上昇により建築費は高騰を続けています。

施主の負担軽減・循環型の地域経済活性化につながるよう、地元業者を受注・施工の要件にした住宅リフォーム助成制度の創設を要望致します。

5. 労働環境改善、熱中症予防対策のための保護具等購入に対する助成制度の創設について

全国の過去5年間における熱中症業種別死傷者数では、建設業が約20%を占めさらに死亡者数では、建設業が突出して多いのが現状です。さいたま市内の事業所等の労働環境改善支援、熱中症予防対策のため、空調服や冷却ベストなど保護具等の購入に対する助成制度の創設を要望致します。

2026 年度 要望書の趣旨について

要望書の趣旨について

1. 建設国保助成金について

「建設・土建国民健康保険組合運営費補助金交付要綱」に従い、平成 25 年度より、さいたま市在住の建設国保被保険者数×250 円の助成金を頂いております。さいたま市内に事務所を置く、建設埼玉 4 地区本部では、建設国保被保険者（さいたま市民）の健康増進に向け健康診断・保険指導の受診向上を図る様々な努力をしていますが、健診費用については、建設国保と地区本部の補助だけでは賄えず、受診者に自己負担をお願いしているのが現状です。建設国保被保険者（さいたま市民）への保健福祉の向上への取組みに対する、更なる補助金の増額を要望します。

2. 労働災害対策事業について

アスベスト疾患による労災保険受給者の半数は建設業従事者であり、その健康被害は長い年月を経て症状が現れます。しかし労災認定を受けるためのハードルは高いのが現状で、一個人でアスベスト肺の疑いを持ち、労災認定を受けるのは困難です。建設埼玉では、アスベスト疾患の早期発見と早期治療、そして労災申請の促進に取り組み、アスベスト専門医と連携し、健診時のレントゲン再読影や 2 次診療を行っています。2025 年度は、レントゲン再読影の結果、読影数 7,703 名のうち 323 名が「所見あり」の診断を受け、63 名が 2 次診療を受診しました。また、レセプトチェックや病院でアスベスト疾患の疑いがあると診断された組合員の労災認定に取り組んでいます。草加市では「草加市健康被害対策等補助金交付要綱」が平成 21 年 4 月 1 日に公布されました。この要綱は、アスベストによる健康被害の救済に関する法律により、その救済対象とされる特定の作業に従事する者に対して、健康保険組合が実施する健康診断に対して補助金を交付するものです。補助金額は団体における市内在住者数によって決められた金額となっています。さいたま市でも、労働災害対策事業に対して助成金制度の創設を要望します。

3. 公契約条例・賃金水準把握について

公契約は、税金を原資として実施されているものであり、住民の福祉に役立つように使われ、高い品質が確保されなければなりません。

さいたま市では、『低入札価格調査制度』『最低制限価格制度』の適切な運用により、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等を生じかねないダンピング受注の防止に取り組まれておりますが、賃金下限額の設定、元請を含めた連帯責任等の規定が無ければ、現場労働者の賃金は、公共工事設計労務単価を大きく下回る賃金水準となる可能性は高く、国の定める公共サービス基本法等の趣旨に反し、何より良質な建設物、質の高い公共サービスが市民に行われない可能性が高くなると考えます。

現在、賃金条項のある公契約条例が制定された自治体は、全国で 32 自治体となり、埼玉県でも草加市、越谷市が「地元業者の優先及び技能労働者の賃金確保」を盛り込んだ条例を制定しています。

さいたま市におかれましても、適正な労働条件の確保及び良質な公共サービスが図られるために、公契約条例の制定を要望します。併せて公共工事のみならず、公契約の下で働く現場労働者に支払われる賃金水準の把握を要望します。

4. 住宅リフォーム助成制度について

住宅のリフォームは住民の住生活・住環境の向上をもたらすだけでなく、地域に生活基盤のある地元業者が仕事を手がけることで、地域の多岐にわたる産業に経済効果をもたらします。

また現在住宅リフォーム市場ではナフサショックによる資材価格の高騰、アスベスト建材の適正処理に係る費用の増加など、リフォーム工事のコストは急増しています。

今後リフォーム工事を行うにあたり、地域住民の経済的負担が増すことから、住宅のリフォームへの助成制度の創設を要望します。また、制度創設にあたっては、バリアフリー改修や太陽光パネル設置などに限定されていないリフォーム助成制度の創設と、住民への周知不足や手続きの煩雑さに対する不満が大きいことから、これらの点も併せてご配慮くださいますようお願いいたします。

5. 労働環境改善、熱中症予防対策のための保護具等購入に対する助成制度の創設について

近年、職場における熱中症による死傷者数は増加しており、令和6年は全国で1,257件の熱中症による労働災害（休業4日以上）が発生し、埼玉県でも61件発生し過去最高となっております。全国の過去5年間ににおける業種別事故件数では建設業が約20%を占めております。さらに死亡事故件数では、建設業が約40%（54件）と突出して多いのが現状です。熱中症による死亡災害の7割が屋外作業であり、建設現場では、空調設備は無く、この異常な暑さの中、大変危険な環境下で、建設職人は従事しております。

熱中症重症化対策として、6月1日より、労働安全衛生法が一部改正され、職場における事業所の熱中症対応体制の整備が義務化されました。熱中症予防対策の一層の徹底が求められる中で、空調服は必需品となっております。さいたま市内事業所等で働く人たちの労働環境改善支援、熱中症予防対策として、空調服購入に対する助成制度の創設を要望します。